

(11-1-)

2008年8月20日

新JICA環境ガイドライン有識者委員会資料

提出者：満田夏花（所属：地球・人間環境フォーラム）

契約締結後の情報公開について¹

(NGO提言)

新機関は、融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべきである。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。

- ・ 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策
- ・ ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対するJBICの評価

(現状)

- ・ 現在公開されている「事前事業評価表」は、環境審査の結果が短く要約されているのみである。
- ・ いくつかの影響項目につき「問題がない」ことが簡単に紹介されているが、影響の内容や規模および「問題がないこと」の根拠が明らかではないことが多い。
- ・ 代替案の検討状況等については記載がない。
- ・ EIAの承認の際の付帯条件について記述がない。
- ・ EIA、環境管理計画、住民移転計画等の基本的な文書の策定・公開・協議の状況について記述がないことがある。
- ・ 実施機関と合意された環境社会配慮上の対策については記述がないことが多い。
- ・ ステークホルダーから寄せられた意見およびその対応については記述がない。
- ・ 自然環境への影響に関する情報およびその根拠：現在、保護区、絶滅危惧種以外の情報がほとんどない。例えば、当該地域における主要な生態系の描写、周辺地域の原生林・自然林などの状況、生物種の状況、当該事業が自然環境にどのような影響を与えると予測されているなどについては、記載が必要であると考える。
- ・ 社会環境への影響およびその根拠：現在、非自発的住民移転以外の情報がほとんどない。例えば、自然環境の影響を通じた地域コミュニティへの具体的影響、当該地域の自然资源を利用形態。周辺地域における先住民族コミュニティの存在の有無、予測される影響の概要。協議・合意の取得状況などは記載が必要であると考える。
- ・ 非自発的住民移転：住民移転世帯については記述されていることが多いが、生計を失う住民の数、住民移転計画の主な内容について記述がない。
- ・ それぞれの項目に関する緩和策の具体的な内容（いつ、誰が、何をするか）についての記述がほとんどない。

(例1) インド／デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ2 (III)

社会環境面：

「社会環境面：本事業に必要な用地取得面積は 181.58 ヘクタール。本事業により移転が必要な住居及び構造物は 1,655 戸の見込みであり、2008 年 12 月までに移転完了の予定。用地取得・住民移転対象者との協議が開催されており、用地取得法及びデリー政府の住民移転政策等に基づき、住民移転の手続きが進められる。」

¹ 2007年11月26日付け「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けた NGO 提言書」の p.3 提言 4 を補足したもの。

- ・ 移転住民数（世帯数）、用地取得対象者数、経済的な影響を受ける住民の数について記されていない。
- ・ スケジュールおよび手続きについての記述があるが、住民への影響の内容（例えば生計への影響）、対策（例えば移転先の有無、補償政策）などについて記述されていない。
- ・ 住民移転計画の策定状況について記述されていない。
- ・ 協議の内容や住民から表明された意見について記述されていない。
- ・ 当該事業により過去移転させられた住民たちの現在の状況について記述されていない。

(例2) インドネシア／アサハン第3水力発電所建設事業（調印日：2006年3月29日）
自然環境面：

「土砂流出防備を目的とした保護林が送電ルートの予定地に存在するものの、各送電鉄塔の建設に必要な敷地面積が小規模であり、かつ、各鉄塔が離れていることから地すべりへの影響は予見されない。」

- ・ 当該保護林に生育・生息する動植物種などの生態系の現況および事業実施による影響評価に関する記述がない。

「発電のための取水によりアサハン川の流量が減少するものの、事業サイトの上流に既存のダムがあること、減水区間とその下流域に生息する魚種が同じであることから、河川生態系への特段の負の影響は予見されない」

- ・ 減水区間とその下流域に生息する魚種が同じであることが、当該魚種の生態に影響を与えないという根拠が不明である。
- ・ おそらく移動性魚種の「移動」に影響を与えないことであるということかと考えるが、減水や流況変化などによるその他の影響については評価されているのか。
- ・ 魚種への影響＝生態系と考えてよいのか。
- ・ 減水による社会面の影響については不明。（灌漑施設などについては、「E/Sにおいて詳細設計を実施する」としているが、具体的な対策については書かれていない）。

(他機関の事例)

- ・ 世界銀行は、Project Information Document (PID) 及びそのアップデート、Integrated Safeguard Data Sheet (ISDS)、Project Appraisal Document (PAD)、融資契約書等を公開しており²、環境レビュー結果等を詳細に記載している。

[PADに盛り込まれている項目の例]³

Annex : Safeguard Policy Issues (10頁程度⁴)

A: Social Safeguard Policy Issues

A1. Introduction

A2. Social Assessment and Safeguard Issues

A3. Resettlement Policy Framework (RPF)

A4. Resettlement Plan

A5. Indigenous People Issues

A6. Key Stakeholders and Consultation

A7. Institutional Capacity

A8. Disclosure

B. Environmental Safeguards Policy Issues

² World Bank, Policy on Information Disclosure, paras.15, 18, 30, 72.

³ Vietnam - Northern Delta Transport Development Project (P095129)

⁴ 要約が、本文中の Appraisal Summary に Social、Environment、Safeguard Policies として数ページ記載されている。

B1. Introduction

B2. Environmental Assessment for Phase I: Corridor 1 Improvements

B2.1. Corridor 1 Interventions

B2.2. Potential Adverse Impacts and the Proposed Mitigation

- Disposal of Dredge Material/Land Acquisition.

- Aquatic Life.

- Water Quality.

- Hydrodynamics, Erosion and Sedimentation.

- Traffic Impacts.

- Occupational and Public Health and Safety:

B3. Environmental Management Process Framework

B4. Analysis of Alternatives

B5. Consultations

B6. Disclosure

- ADB も、世銀とほぼ同レベルの公開を行っている。

(提案の趣旨)

- 現在の記述では、ガイドラインが遵守されていると判断された根拠が必ずしも明確に示されていない。意思決定の根拠として現在作成されている「環境審査結果または所見」「環境チェックリスト」を公開すべきである。
- 「借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策」⁵は、重要な影響項目に関して実施機関が今後とる主要なアクションを示すものであり、当該案件が環境ガイドラインを満たす蓋然性が高いということに関する JBIC の判断根拠を示す重要な情報として公開が必要である。
- 現行ガイドラインは、ステークホルダーからの意見を歓迎する旨が記されている。JBIC は、情報・意見を受け付けるのみでなく、寄せられた懸念に対する事業者の対応とこれに対する JBIC の評価を明らかにすべきである。

以上

⁵例えば、詳細設計時、用地取得時、工事期間中、操業期間中の主要な環境対策など。住民移転が生じる事業であれば、アプローチ時には住民移転の大枠を示す基本計画しか策定されていなかった場合、その後の詳細設計に基づく住民移転計画のリバイズ、資産調査、補償レートの策定、さらなる協議、合意取得、移転先の建設、生計支援策の実施などのアクションプランなどが盛り込まれることがあると想定される。

(11-1-)

2008年8月20日

新 JICA 環境ガイドライン有識者委員会資料
提出者：満田夏花（所属：地球・人間環境フォーラム）

ステークホルダー分析について⁶

(NGO 提言)

ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない。

NGO 提言の「ステークホルダー分析」は、(a)事業により影響を受ける可能性のある人々の把握、(b)(a)の人々の社会的・経済的・文化的な特性の把握——の二つの要素を含んでいます。提言の背景には、協議の対象となっていたいなかった人々がいたり、協議が形式的なものにとどまっている例が多くあるという問題意識があります。

(a) 事業により影響を受ける可能性のある人々の把握

下記のような事例があります。

- ・ 協議が、用地取得対象者など一部のステークホルダーにしか行われていなかった。
- ・ 協議会合に漁民や陸上処理施設近くの住民など直接影響を受ける住民が参加したか不明であった。
- ・ 詳細設計によりルート変更が行われたが、変更後の被影響住民に対して協議が行われていなかった。
- ・ 水没農地で働く小作人が協議の対象となっていたいなかった。
- ・ ダム上流部の先住民族のコミュニティーは土砂堆積の影響を受けるのにもかかわらず協議の対象となっていたいなかった。

(b)：ステークホルダーの特性の把握

意味のある協議を行うため、以下の諸点を検討し、実効性のある協議計画立案のために必要であると考えます。

- ・ 協議を実施する日時・場所（ターゲットとするステークホルダーが実質的に参加可能か）
- ・ 協議の呼びかけ方法（ターゲットとするステークホルダーに的確に届いているか）
- ・ 事業影響についての説明内容（ステークホルダーの現在の経済・社会・文化的な状況を踏まえ、便益のみならず、リスクが説明されているか）
- ・ 緩和措置についての協議内容（ステークホルダーの現在の経済・社会・文化的な状況を理解した上で緩和措置となっているか）
- ・ 言語（理解可能な言語か）
- ・ 協議手法（各ステークホルダーのグループから意見を引き出せるような協議手法か）
- ・ 配布資料（理解を助けるような資料か）等

以 上

⁶ 2007年11月26日付け「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けたNGO提言書」のp.12提言11.1を補足したもの。